

令和4年7月
(第41回)

八戸圏域水道企業団
入札監視委員会
議事概要

と き 令和4年7月28日(木)午後3時
ところ 八戸圏域水道企業団 1階大会議室

八戸圏域水道企業団

令和4年7月(第41回) 八戸圏域水道企業団入札監視委員会

日 時 令和4年7月28日(木) 15:00～17:00

場 所 八戸圏域水道企業団 1階大会議室

出席者

○委員(5名)

委員長 小原 隆平 (細越小原会計事務所 公認会計士・税理士)
委員長代理 竹内 貴弘 (八戸工業大学 工学部長 工学部工学科 建築・土木工学コース 教授)
委員 源新 明 (弁護士法人 たいよう総合法律経済事務所 弁護士)
委員 田中 哲 (八戸学院大学 学長補佐 地域経営学部 教授)
委員 南 将人 (八戸工業高等専門学校 副校長 環境都市・建築デザインコース 教授)

○企業団(5名)

事務局長 三浦 哲也
事務局次長兼経営企画課長 田村 明義
事務局次長兼浄水課長 遠藤 邦宏
管財出納課長 河村 泰幸
工務課長 内宮 靖隆

○事務局(3名)

管財出納課 課長補佐 木村 喜雄
管財出納課 副参事(管財契約グループリーダー) 石山 和孝
管財出納課 主幹 橋本 浩孝

審議対象期間 令和3年10月1日～令和4年3月31日

配布資料 資料1 入札契約方式別発注工事総括表
資料2 入札方式別発注工事一覧表
資料3 企業団発注工事の概要
資料4 指名停止の運用状況一覧表
資料5 審議対象事案抽出報告書
資料6 工事説明資料・抽出事案説明書
追加資料1 最低制限価格と低入札価格調査基準価格(事案別)

審議対象事案 事案1 【馬淵川系導水管更新第1工区工事】
事案2 【長苗代四丁目～三丁目配水管改良工事】
事案3 【櫛引上名久井三戸線道路改良工事に伴う配水管移設工事】
事案4 【新目時配水池(仮称)機械設備工事】
事案5 【白山浄水場中央監視運転支援機能設備工事】

会議内容要旨（開会及び事務局長挨拶終了後）

（委員長）

先ほどの報告のとおり、本日はすべての委員 5 名の出席があり会議は成立しております。

早速、議事に入ります。はじめに、資料 1 ページの「入札契約方式別発注工事総括表」から、16 ページの「指名停止の運用状況一覧表」までを事務局から説明をお願いします。

（事務局）

それでは、資料 1 ページ目の「入札契約方式別発注工事総括表」から 16 ページ目の「指名停止の運用状況一覧表」について、一括してご説明いたします。

まずは「入札契約方式別発注工事総括表」についてです。資料の 1 ページをお開きください。こちらは、予定価格税込み 250 万円未満を除いた発注工事について、入札方式別に契約件数と契約金額を載せたものです。前回、第 40 回会議では、令和 3 年 9 月 30 日までが対象期間でしたので、今回は令和 3 年 10 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までが対象期間となります。各入札の金額等につきましては次でご説明いたしますので、ここでは全体の合計のみ読み上げとさせていただきます。こちらの合計ですが、契約件数合計は 44 件、契約金額合計は 15 億 4,958 万 3,200 円となっております。

続いて「入札方式別発注工事一覧表」についてご説明いたします。2 ページをお開きください。ここからは、入札方法ごとに発注工事一覧を 6 ページまで載せております。こちらにも入札方法別に合計のみ読み上げとさせていただきます。こちらの条件付き一般競争入札ですが、契約件数合計は 1 件で、契約金額合計は 1 億 7,846 万 5,100 円となっております。次に 3 ページをお開きください。こちらは工事希望型指名競争入札の内訳となります。こちらの合計ですが、契約件数合計は 13 件、契約金額合計は 7 億 602 万 4,000 円となっております。次に 4 ページをお開きください。こちらは指名競争入札の内訳となり、5 ページまで載せております。こちらの合計ですが、契約件数合計は 21 件、契約金額合計は 4 億 7,148 万 5,300 円 となっております。次に 6 ページをお開きください。こちらは随意契約の内訳を載せております。こちらの合計ですが、契約件数合計は 9 件、契約金額合計は 1 億 9,360 万 8,800 円 となっております。

続いて「企業団発注工事の概要」についてご説明いたします。7 ページをお開きください。こちらは先ほどご説明いたしました各入札案件の発注工事概要の一覧となっております。7 ページから 14 ページまで載せております。

続いて「指名停止の運用状況一覧表」についてご説明いたします。15 ページをお開きください。こちらの指名停止の状況についてですが、前回の第 40 回会議で令和 3 年 11 月 30 日までが対象期間となっておりますので、今回は令和 3 年 12 月 1 日から令和 4 年 6 月 30 日までが対象期間となります。この間、3 件の指名停止がございました。

まず、15 ページの番号 1 のパシフィックコンサルタンツ(株)の指名停止についてご説明いたします。指名停止期間は、令和 4 年 3 月 14 日から令和 4 年 12 月 13 日までの 9 か月でございます。指名停止の理由ですが、競売入札妨害又は談合であります。内容は、富山市が発注した吊り橋の設計業務に関し、同市の建設部長から公表前の情報を得たとして、令

和 4 年 1 月 24 日、使用人が公契約関係競売入札妨害の疑いで逮捕されたというものであります。次に該当事項についてですが、指名停止要領の措置要件 第 13 号「代表役員等、一般役員等又は使用人(以下「参加資格者関係者」という。)が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。」が該当になります。措置基準は、該当認定をした日から 9 か月以上 15 か月以内の指名停止とされております。次に運用基準別表 第 13 号(3) 使用人の逮捕等は、指名停止 9 か月と定められておりますので、指名停止期間は 9 か月としております。

次に番号 2 のアイサワ工業(株)の指名停止についてご説明いたします。指名停止期間は令和 4 年 6 月 20 日から令和 5 年 3 月 19 日までの 9 か月でございます。指名停止の理由ですが、競売入札妨害又は談合であります。内容は、防衛省近畿中部防衛局が発注した電子戦評価施設の新設工事に関し、同局の建築課長から公表前の情報を得たとして、令和 4 年 5 月 10 日、使用人が公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕されたというものであります。次に該当事項についてですが、先ほどご説明しましたパシフィックコンサルタンツ(株)と同じく、指名停止要領の措置要件 第 13 号に該当し、認定をした日から 9 か月以上 15 か月以内の指名停止と定められております。右側の、同じく運用基準別表 第 13 号(3) 使用人の逮捕等に該当しましたので、指名停止期間は 9 か月としております。

次に 16 ページをご覧ください。指名停止 3 件目の(株)葵工業の指名停止についてご説明いたします。指名停止期間は令和 4 年 6 月 20 日から令和 4 年 7 月 19 日までの 1 か月でございます。指名停止理由ですが、不正又は不誠実な行為であります。同社は、八戸市内にある一般住宅の既設メーターの増径建替工事において、完成検査を受けずに給水するなどし、給水装置工事についての違反行為により、令和 4 年 6 月 14 日、当企業団の指定給水装置工事事業者として、1 か月の指定停止処分がなされたというものであります。次に該当事項についてですが、指名停止要領の措置要件 第 21 号「業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。」が該当になります。措置基準では 1 か月以上 9 か月以内の指名停止と定められております。次に運用基準ですが、別表 第 21 号(2) 不正又は不誠実な行為の、イ その他法令違反があった場合に該当し、1 か月の指名停止としております。

ここまでが今回の指名停止 3 件についての内容となりますが、ここで 1 点、補足説明がございます。先ほどの指名停止の 2 件目アイサワ工業(株)についてですが、その後の捜査の進展により、アイサワ工業(株)の名古屋支店長が在宅起訴されるに至りました。運用基準としては 1 段階上の「一般役員等の逮捕等」が適用されることとなったため、企業団では先週 20 日、アイサワ工業(株)に対し指名停止期間を 12 か月に延長する決定を行ったところでございます。

入札監視委員会の事務取扱要領では、会議開催の前月までに措置された指名停止について報告を行うこととなっていることから、今回の資料は前月、すなわち 6 月 30 日時点までの資料となっております。従いまして、先週 7 月 20 日に行ったアイサワ工業(株)に対する指名停止期間の 12 か月への変更につきましては、次回の会議で改めてご説明させていただきますので、よろしくお願いたします。以上、補足説明でした。

これで、「入札契約方式別発注工事総括表」から「指名停止の運用状況一覧表」までにつ

いて、事務局からの報告を終わります。

(委員長)

ありがとうございます。只今の説明に、ご質問、ご意見などございませんか。

無いようですので、それでは資料 17 ページの審議対象事案抽出報告書の抽出委員の指名について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

入札監視委員会の運営に関する事務取扱要領の第 3 条第 2 項に「抽出に係る委員の指名は、委員長を除く委員の中から、50 音順の輪番により行うものとする。」とありますので、今回は B 委員にお願いしておりました。

(委員長)

それでは、B 委員から事案抽出の経緯についてご報告をお願いします。

(B 委員)

それでは説明をさせていただきます。

まず、一般競争入札ですが、案件が 1 件だけとなっていますので、425 号の馬淵川系導水管更新第 1 工区工事を選びました。

次に工事希望型指名競争入札ですが、342 号の長苗代四丁目～三丁目配水管改良工事を選ばせていただきました。選んだ理由として、予定価格が 9,973 万 7,000 円と高いのに対し、参加業者数が 8 者と少なく、落札率が 99.26%と高いため選びました。

次に指名競争入札ですが、工事件数の少ない電気工事や機械器具設置工事の中から、399 号の新目時配水池機械設備工事を選ばせていただきました。選んだ理由として、予定価格が 2,600 万 4,000 円と高いのに対し、参加業者数が 9 者と少ないため選びました。

もう一つは指名競争入札の工事件数が多い水道施設工事の中から、379 号の櫛引上名久井三戸線道路改良工事に伴う配水管移設工事を選ばせていただきました。選んだ理由として、指名競争入札の中で落札率が 88.96%と一番低く、参加業者数が 20 者と多いため選びました。

最後は随意契約から、302 号白山浄水場中央監視運転支援機能設備工事を選ばせていただきました。選んだ理由として、予定価格が 1 億 1,363 万円と高いのに対し、落札率が 76.70%と低いため選びました。

私からの説明は以上です。

(委員長)

ありがとうございます。それでは抽出事案 1 から審議を始めたいと思います。事務局より説明をお願いします。

抽出事案 1【馬淵川系導水管更新第 1 工区工事】について

(工務課長 工事概要説明)

(管財出納課長 契約関係説明)

(委員長)

ありがとうございます。それでは事案 1 について、ご質問、ご意見などございませんか。

(C 委員)

この工事は 2 者を構成員とする甲型特定建設工事共同企業体(JV)による条件付き一般競争入札ということですが、なぜ JV を組むのか、なぜ 2 者なのか、どのような決まりになっているのでしょうか。

(管財出納課長)

大規模な工事の場合、単独で行うのが難しいという判断をして JV としました。例えば水道本管工事でシールド工法を含む工事など、特殊な工法があるといった場合は、単独ではなく JV ということを行っております。発注課の意向確認も行い、工事内容を聞き取りした上で判断する場合がありますが、設計金額が一定額以上なら JV といった、金額による制限はありません。

(補足説明) 特定建設工事共同企業体の対象工事について

八戸圏域水道企業団特定建設工事共同企業体取扱要綱(令和 2 年 11 月 17 日制定)では、次のように定められている。

(対象工事)

第 2 条 契約担当者等(八戸圏域水道企業団財務規程(昭和 61 年八戸圏域水道企業団管理規程第 23 号)第 169 条に規定する契約担当者等をいう。第 9 条において同じ。)は、次に掲げる建設工事について、共同企業体の方法によることができるものとする。

- (1) 設計金額がおおむね 1 億円以上の建設工事
- (2) 前号に掲げるもののほか、特殊な技術を要する等共同企業体による施工が必要と認められる建設工事

(C 委員)

2 者にした理由はなんでしょうか。

(管財出納課長)

構成する会社数については決まりがありません。2 者以上、企業団では 3 者までは想定しますが、3 者以上の業者数で発注したことはここ数年でありませぬ。この工事については、発注課との意向確認をした上で 2 者の JV として行っております。

(補足説明) 特定建設工事共同企業体の構成員数について

八戸圏域水道企業団特定建設工事共同企業体取扱要綱(令和 2 年 11 月 17 日制定)では、次のように定め

られている。

(構成員数)

第4条 共同企業体の構成員の数は、2又は3とする。ただし、発注工事の規模が非常に大きく多数の工種にわたる等の事由のある建設工事で、技術力及び資本金を特に結集する必要があると認められるものについては、4以上とすることができる。

(C委員)

もう一点質問があります。今回の入札は、低入札価格調査制度対象案件で調査基準価格を下回ったため、ヒアリングを行い契約の相手方を決定したということですが、33ページにある企業団の積算内訳と業者の工事費内訳が記載されている工事積算比較表では、直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費の4項目の内、直接工事費と共通仮設費は企業団と業者で積算額がほぼ一致しているのですが、現場管理費と一般管理費の積算額については業者の方が低い印象を持ちます。その要因が分かれば教えていただければと思います。

(工務課長)

落札業者へのヒアリングで確認しているのですが、以前に馬淵川系導水管更新第3工区工事を落札しており、その時の工事現場事務所から近かったため、現場管理費や一般管理費を抑えることができたと確認しております。

(委員長)

他にご質問、ご意見などございませんか。

(A委員)

耐用年数40年を迎えて新しい管へ更新するというところで、今回は昭和50年から47年間使用されているとのことですが、実際こういった管が今後増えていく中で、定められた耐用年数40年間で改修した管と耐用年数40年以上過ぎて改修した管の耐久性や消耗度状態等を比較したデータを企業団は持っているのでしょうか。実態を知りたいと思ひまして質問させていただきました。

(工務課長)

法定耐用年数については、地方公営企業法で定められている年数がありますが、法定耐用年数を過ぎても使える管がありますので、企業団では更新基準年数を別に定めて対応しております。

ただし、この導水管については、平成21年に導水管漏水事故による大規模断水があり、企業団で管体調査した結果、管の継手の溶接個所が錆びており強度が不足していたということが分かっております。

最重要管路である導水管であることから、法定耐用年数で早急に施工していく方針で行っております。

(A 委員)

更新工事を行う前に、探査等で管体の状況を事前に測ることはできないのですか。

(工務課長)

新井田川系の導水管が完成した際に、馬淵川系の導水管の水を一時的に止めて、管路調査を行っております。

(A 委員)

導水管が通水している状態で管体の肉厚を測ることはできないのですか。

(工務課長)

簡易的な調査はできますが、水圧が高いところで 13 kg f/cm²ぐらいあり、管を掘り上げて調べるには漏水等のリスクがあるので難しいかと思えます。

また、口径が大きい配管ですので内面も見ることが必要があり、そのためには水を止めなければ内面を見ることができません。X線などを使用し、溶接個所の強度の調査もしなければならぬことから、今回は水を止めて調査したというところです。

(委員長)

27 ページにあります数値的判断基準による事前判定チェック表と調査基準価格について、数値的判断基準が 1 億 6,224 万 1,000 円となっており、入札額と同額です。追加資料 1 の低入札価格調査制度フローチャートを見ますと、低入札価格調査制度を採用しておりますので、調査基準価格を下回るとヒアリングを行い、数値的判断基準未達だと失格になるということで認識しておりますが、今回の場合は、たまたま落札業者の入札額が数値的判断基準と同額であって、入札額が 1,000 円でも下回っていれば即失格になっていたという事例ですか。

(管財出納課長)

そのとおりです。全くの同額だったので失格となりませんでした。

(委員長)

他にご質問、ご意見などございませんか。

無いようですので、それでは、次の抽出事案 2 について審議したいと思います。事務局から説明をお願いします。

抽出事案 2【長苗代四丁目～三丁目配水管改良工事】について

(工務課長 工事概要説明)

(管財出納課長 契約関係説明)

(管財出納課長)

先ほどの審議対象事案抽出報告で、B委員から金額が高いのに参加業者数が8者しかないというお話がありましたが、その件については、この入札の時期、11月時点で各業者が手持ち工事を持っていたため、参加業者が少なかったのではないかと想像しております。後ほど、その当時の手持ち件数を調べて回答したいと思います。

(補足説明) 当時の水道本管工事A等級業者手持ち工事数について<未回答部分の補足>

令和3年11月18日時点の、各業者の手持ち工事についてコリンズ(公共工事の工事・業務実績情報データベース)で検索したところ、水道本管工事A等級業者全27者中25者で企業団発注工事を45件、22者で企業団以外の公共工事を85件受注している。

(民間の工事や下請け工事の受注状況については、不明。)

(委員長)

ありがとうございます。それでは事案2について、ご質問、ご意見などございませんか。無いようですので、次の抽出事案3について審議したいと思います。事務局から説明をお願いします。

抽出事案3【櫛引上名久井三戸線道路改良工事に伴う配水管移設工事】について

(工務課長 工事概要説明)

(管財出納課長 契約関係説明)

(委員長)

ありがとうございます。事案3について、ご質問、ご意見などございませんか。

(B委員)

事案2でもそうでしたが、この事案も入札辞退が多いように感じます。一般的に入札を辞退する割合はどれくらいなのでしょう。事案4ではそれほど辞退が多い感じはしないのですが、結構辞退はあるのでしょうか。

(管財出納課長)

こちらの水道本管工事B等級業者の場合、令和2年度6月から3年度5月末までは、20者中5、6者の応札状況でしたが、令和3年度6月から令和4年度3月末までで、1、2者と応札者が少なくなっている状況となっております。

(B委員)

応札率が低くなった原因として何が考えられるか、企業団で認識しているところがあれば教えていただきたいのですが。

(工務課長)

水道本管工事業者から定期的に聞き取り調査を行っているところでありますが、原因として、企業団以外の発注工事が多く出ており、そちらに技術者を取られているため、水道本管工事の方に技術者を置けず辞退をしているようです。

他には、企業団が発注する時期に技術者がいないという時期が重なってしまったことも原因かと思えます。あくまで推測というところでございます。

(委員長)

他にご質問、ご意見などございませんか。

無いようですので、それでは、次の抽出事案4について審議したいと思います。事務局から説明をお願いします。

抽出事案4【新目時配水池（仮称）機械設備工事】について

(工務課長 工事概要説明)

(管財出納課長 契約関係説明)

(委員長)

ありがとうございます。事案4について、ご質問、ご意見などございませんか。

「なし」という声あり。

無いようですので、それでは、次の抽出事案5について審議したいと思います。事務局から説明をお願いします。

抽出事案5【白山浄水場中央監視運転支援機能設備工事】について

(事務局次長兼浄水課長 工事概要説明)

(管財出納課長 契約関係説明)

(委員長)

ありがとうございます。事案5について、ご質問、ご意見などありますか。

(C委員)

令和元年に新システム(中央監視制御設備)をプロポーザル方式で導入したということですが、プロポーザル方式の入札に参加した業者数を教えていただけますか。

(事務局次長兼浄水課長)

当初は10者指名しております。その後3者辞退しており、7者参加表明をいただいたのですが、初めのやり取りで2者辞退し、最終的には5者の参加でした。

(C委員)

今回の工事によって、リモート監視ができるようになり薬品注入を将来自動化することが可能になるという説明がありましたが、現在は薬品注入は人為的に行っているということなのでしょうか。

(事務局次長兼浄水課長)

河川の状態や水質に応じて薬品の注入量を変えておりまして、その判断は職員が行っております。高濁度の場合は凝集剤を少し増やすなど、そういった判断を自動化できるかどうか検討しているところです。

(C委員)

職員が数値を見て、逐一監視をしながら薬品の注入量や注入する時間を調整しているのですね。それを24時間行わなければならないのですね。

(事務局次長兼浄水課長)

常に調整するわけではないのですが、数時間に一回水質変動があった場合等に行っております。

(C委員)

例えば台風や河川の状態が変わったりすると、常に職員が張り付いて状況把握しなければならないことが起こるといえることでしょうか。

(事務局次長兼浄水課長)

そのとおりです。そういった状況では水質変動が激しくなりますので、その時は職員に負担がかかります。逆にこのシステムで災害等の対応が完全に自動化できるかという点、無理だと思います。微妙な水質変動に対しては、色々なデータを取り込んでいけば自動化は可能かと思いますが、機械で全ての状況に対して行うことは不可能と考えています。

(C委員)

きれいな水を確保するためには、そういった職員の経験や知識が非常に重要だと改めて思いました。ありがとうございました。

(委員長)

他にご質問、ご意見などございませんか。

(事務局次長兼浄水課長)

審議対象事案抽出報告でB委員から本案件について、落札率が低かったというお話がありました。設計をする段階で受注業者から見積りをいただきました。それを精査して、

単価を入れなおして、当初の参考見積りよりは金額を下げたところで契約依頼をしたのですが、最終的には落札率が 76.70%になりました。そのことについて受注業者の技術担当へ確認しましたが、明確な回答は得られませんでした。今回の金額に関しては、会社側の何らかの判断があったのではないかなと考えております。本音の部分は分かりません。

(委員長)

他にご質問、ご意見などございませんか。

今の事案についてですが、随意契約の場合は最低制限価格や数値的判断基準があるのでしょうか。

(管財出納課長)

随意契約の場合は最低制限価格や数値的判断基準はありませんが、予定価格の設定はありますので予定価格以下の入札額というのが条件となります。

(委員長)

わかりました。他にご質問などございませんか。

無いようですので、以上で5つの事案審議は終了いたしました。今までの事案1から5を通してでも結構ですし、本日の事案以外のことでよろしいので、ご質問、ご意見などございませんか。

では、私の方からご質問なのですが、指名停止の運用状況一覧表で(株)葵工業さんが指名停止となっておりますが、今回の入札監視委員会で取り上げた事案2で(株)葵工業さんが落札しておりますし、また、契約番号332号でも(株)葵工業さんが落札しておりますが、指名停止理由である工事は水道企業団が発注した工事によるものですか、それとも企業団とは別工事で不誠実な行為があったものでしょうか。

(管財出納課長)

この工事は、民間の一般住宅工事であって、企業団発注工事ではありません。

(委員長)

そうしますと、(株)葵工業さんが落札した工事自体は問題なかったということでしょうか。

(管財出納課長)

問題ありませんでした。

(委員長)

他にご質問などございませんか。無いようです。事務局より何かありますか。

(事務局)

委員の皆さまにおかれましては、長時間にわたるご審議、ありがとうございました。事務連絡でございますが、次回の入札監視委員会は、11月頃の開催を予定しております。その際には、改めて、委員長と日程等を相談いたしまして、皆さまにご案内を差し上げたいと思います。

なお、次回の抽出委員は、A委員の予定でございます。事務局からは、以上でございます。

(委員長)

それでは、これもちまして令和4年7月第41回の入札監視委員会を閉会します。皆さま、お疲れ様でした。

〈17:00 閉会〉